



この要項による募集は、令和2年度予算の成立を前提としているものであり、条件等の変更があり得ます。

令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～」
募 集 要 項

「北海道」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「北海道創生・海外留学支援協議会」では、令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、2020年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機

運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、北海道の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する北海道創生・海外留学支援協議会（以下「本協議会」という。）が実施する北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

北海道では、全国を上回るスピードで人口減少・少子高齢化が進行する一方、アジア諸国をはじめとする外国人観光客の増加や道産食品の輸出拡大など、急速に進展するグローバル化への対応が求められており、「北海道総合計画（H28.4）」において、外国人観光客を令和7年度（2025年度）までに300万人、道産食品輸出額を令和7年度（2025年度）までに1,500億円といった数値目標を掲げるなど、海外の成長力を取り込み、力強い経済の確立に取り組むこととしています。

そのため、平成28年（2016年）9月に策定した「北海道におけるグローバル人材の育成に向けて（以下「グローバル人材育成方針」という。）」の中では、若者の海外留学を促進することは、海外での新たな学修機会を得るとともに、困難な環境を体験しそれを乗り越えることで人間的な成長が見込めるなど、学びと成長において重要な手立てとなるものであり、将来のグローバル人材を育てていく上で有効であるとしており、また、「北海道総合教育大綱（H29.10）」においても、本道の国際競争力の向上に向けて、世界を意識しながら、地域で活躍する「グローバル人材の育成」を施策のひとつとして盛り込んでいます。

このグローバル人材育成方針の策定における意見聴取では、産業界からは、外国文化を理解したうえで、語学力があり、外国人観光客に対応できる人材、海外の企業との交渉や海外進出ができる人材の確保が難しい状況が指摘され、教育界からは、北海道の学生の内向き傾向や、留学経験を活かせる就職先の情報が少ないという声があがっており、産学官が互いに連携しあい、グローバル人材育成の推進や情報交換に関するネットワークを構築することが必要であるとの共通認識があります。

このような中、北海道の未来を担う若者の海外挑戦を産学官で応援する「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用し、海外挑戦と道内におけるインターンシップの機会を提供することで、北海道への誇りと異なる文化への寛容を身につけ、国際社会に貢献する高い志と広い視野を持って、地域や世界の課題解決に向けて主体的に取り組もうとする意思を持つ人材、グローバル化に対応し地域経済の発展や地域社会の活性化に貢献する人材を育成することを目的としています。

2. 事業の概要

本事業は、北海道の大学等に在籍し、将来、北海道の企業等に就職等して北海道の発展に貢献する意思を有する意欲と能力のある学生の海外への挑戦の支援として、諸外国への実践活動を伴う留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給します。

支援する事業計画の対象は、「一次産業や観光など北海道の優位性を活かす分野」、「人口減少・高齢化の進行など北海道の課題解決に資する分野」、「その他北海道の活性化に資する分野」の3分野とし、この分野を支援することで、海外の成長力を取り込んだ本道経済の持続的発展に貢献する人材、観光立国北海道の更なる推進に貢献する人材、新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進に貢献する人材、地域で互いに支え合うまちづくりの推進を担う人材、安心で質の高い医療・福祉サービスの強化に貢献する人材等の育成を図ります。

本事業における海外留学等の計画は、チャレンジ精神や行動力などのグローバルな素養を身に付け、北海道ブランドの向上や創造、発信に資する人材を育成・発掘する観点から、学生の自主性を尊重することとしており、本事業への参加を希望する学生は、海外での修学活動及び実践活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティアなど、座学や知識の蓄積型ではなく、実社会との接点から多様な学びを得ることができる活動）、地域インターンシップを組み合わせた事業計画を、地域協議会の構成員である在籍大学等のサポートを受けながら、企画・立案するものとします。

また、帰国後や事業終了後においても、道内で実施される様々な国際交流事業や人材育成関連事業へ積極的に参加するなど、次の世代と交流する機会をもち、海外留学の意義や効果等の普及啓発を図りながら、本道の海外留学に関する機運醸成に寄与することとします。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・社会のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

(2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や北海道の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）、本事業実施後に事務局が実施する追跡アンケート調査やほっかいどう未来チャレンジ基金による事業の参加者等で構成するコミュニティ活動に主体的に参画・協力する人材

(4) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する人材

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、本協議会に加盟する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

＜地域独自プログラム＞

ア 留学プログラム

(ア) 支援対象分野

支援対象分野は、次のとおりです。

- (1) 一次産業や観光など北海道の優位性を活かす分野
- (2) 人口減少・高齢化の進行など北海道の課題解決に資する分野
- (3) その他北海道の活性化に資する分野

応募者は、上記3分野の中から1つを選択の上、自らテーマを設定し、留学計画を作成してください。

さい。分野ごとの定数はないため、どの分野を選択しても選考に影響はありません。

留学計画の作成に当たっては、「北海道総合計画」の政策展開の基本方向に掲げる現状と課題、政策の方向性を参考としてください。

なお、事業の趣旨・目的を踏まえ、応募者独自の視点で課題を見つけ留学計画を申請することも可能です。

[参考：北海道総合計画の政策展開の基本方向]

1 生活・安心

- (1) 安心して子育てができる環境づくりの推進
- (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

2 経済・産業

- (1) 農林水産業の持続的な成長
- (2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造
- (3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生
- (4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進
- (5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展
- (6) 世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進
- (7) 良質で安定した雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

3 人・地域

- (1) 協働によるまちづくりや地域コミュニティの再構築
- (2) 北海道の未来を拓く人材の育成
- (3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり
- (4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承
- (5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現
- (6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり
- (7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

※上記の具体的な基本方向は以下の北海道総合計画のホームページを参考にしてください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/keikaku/honpen/index.htm>

※北海道総合計画の政策展開の基本方向は、平成31年（2019年）4月時点のものとします。

(イ) 支援する留学計画の内容

- ・ 学生が主体性と創造力を大いに発揮して未知の領域に挑戦することをひとつの目的としていることから、上記(ア)に示す支援対象分野に沿った学生の自由な発想に満ちた意欲ある留学計画を支援します。
- ・ 選択した分野の学修や海外でのインターンシップ、マーケティング調査などのフィールドワーク、ボランティア等の実践活動を行う計画を、在籍大学等のサポートを受けながら、自ら主体的に作成してください。
- ・ 分野を選択した理由、何を学び経験したいか、その後、自分としてどのように成長し北海道に何を還元したいか、などを明らかにした具体的な内容としてください。
- ・ 支援分野に沿った計画であれば、独自に留学校や実践活動の受入先等を選定することや、海外での実践活動を主目的とすることも可能です(受入先があるなど計画の実現性があり、在籍大学等において教育上有益な学修・実践活動と認められることが必要となります)。
- ・ 各在籍大学等が協定を結んでいる交換留学先を活用する場合は、希望分野や学修内容等を踏まえ、各大学等と調整を行ってください。また、実践活動先やその内容は、各大学等が持つ海外との交流や情報等を活用しながら、自ら計画してください。
- ・ 留学で高い成果を挙げるため、現地での生活に支障が生じることがないレベルの語学力(協定大学の基準を満たす等)があることが望ましいです。

イ 事前オリエンテーション

本プログラムに関する正しい理解の定着を図る基調講演、留学における留意事項等や北海道の歴史や産業界の状況に関するオリエンテーションを実施します。

ウ 事前・事後インターンシップ

北海道の産業や企業の状況を理解し就業体験を積むことで、地域定着の意欲向上、海外留学に向けた課題整理並びに海外留学で得られた成果の定着を図ることを目的として、道内企業等でのインターンシップを行います。

海外留学の事前10日間、事後10日間を基本としますが、留学日程や活動内容によっては柔軟に対応し合計20日間を確保します。また、複数の企業でのインターンシップも可能とします。

インターンシップ先は、協賛企業を中心とした受入協力企業のほか、事業計画内容(分野・課題等)に応じ、各大学等がインターンシップ制度に関わりのある企業とのマッチング調整(在籍大学等と前もって相談しておいてください。)を含め、地域コーディネーターが中心となって、在籍大学等や地域協議会の協力のもと決定します。

事前インターンシップは、企業や業界の課題の意見交換による業界動向、企業概要についての研修や社内での実務や調査業務の同行サポート等の営業の実務経験により、知識的理解と体験的理解を深め、自身の計画を踏まえて北海道の課題を実際に体感・確認するとともに、海外留学に

向けた課題意識を明確なものとするを目的とします。

事後インターンシップは、留学での活動の成果を実践の場で再確認し、自己のものとして定着させるため、留学の活動や研究成果の報告・意見交換や実務体験等を行い、職業観の確立や地域定着意欲の向上を図ることを目的とします。

エ 壮行会（北海道主催）

派遣留学生から企業・大学関係者等に対して、留学に向けた決意表明や留学内容のプレゼンテーションを行うとともに、支援企業等との交流を深めます。

オ 帰国報告会

海外留学や地域でのインターンシップなど、プログラムを通して得られた成果について、派遣留学生から、企業・大学関係者等に対して報告していただきます。

<日本代表プログラム>

- ・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）
※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①令和2年(2020年)8月10日(月)から令和3年(2021年)3月31日(水)までの間に諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画
※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。
- ②外国における留学期間が3か月以上1年以内の計画
※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。
※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③令和3年(2021年)11月30日(火)までに終了する計画
- ④留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画
※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。
※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ⑤日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑥留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑦アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
※アンバサダー活動とは、留学先において北海道の認知度向上を目指し、北海道の代表として学

生自らが考えた北海道の良さを海外に発信する活動を指します。

例) 北海道の文化紹介、北海道の魅力を発信する、郷土料理をホストファミリーにふるまう

※エバンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

- ⑧留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業においては、意欲と能力のある学生の挑戦を支援し、将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を持ち、チャレンジ精神や行動力などのグローバルな素養を身に付け、新たな価値の創造に取り組むことができる独創性ある人材を発掘するため、人物重視の観点に立ちながら、書類審査と面接等審査を組み合わせた選考を行います。

審査では、応募者の作成した留学計画書をもとに、海外での修学や実践活動に対する意欲、地域貢献の意志、留学計画の独創性、個人的な能力を踏まえた計画実現性などや、個々の学生を深く理解するという観点に立って、個別面接と集団面接にプレゼンテーションを加えた重層的な選考を行い、計画内容や実現性のほか、基礎思考力やコミュニケーション能力などを総合的に審査します。

審査の主な観点は次のとおりです。

- (1) 意欲・熱意
 - ・志望動機に熱意や意欲があること
 - ・社会に影響を与えようとしていること
- (2) 北海道への貢献
 - ・北海道に成果を還元し貢献しようとしていること
 - ・成果を、北海道発展のために活用できるようなビジョン、取組があること
- (3) コミュニケーション能力
 - ・聞く力、伝える力があり、意思疎通ができ、対応力や柔軟性・調整力があること
- (4) ストレス耐性
 - ・強いストレス下でも、感情や行動を前向きにコントロールし、状況を客観視して期待される役割を果たせること
- (5) リーダーシップ
 - ・集団をまとめる力や統率力があること
- (6) 基礎思考力
 - ・大学生として、年代相応の基礎的な思考力を備えていること

- (7) 目的、達成目標
 - ・明確な目的、達成目標が適切に設定されていること
- (8) 計画内容
 - ・目的、達成目標と計画内容・留学期間が妥当であり、スケジュールが適切で実現性があること
 - ・海外での活動による成長の伸びが期待でき、成果とその測定方法が適切であること
- (9) 実践的な取組
 - ・制度の趣旨に沿った実践的な取組であること
 - ・北海道の良さをPRする意欲的なアンバサダー活動が盛り込まれていること
- (10) 独自性（個性）
 - ・計画に独自性があり、個性が反映された内容となっていること

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙1、別紙2を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

4～6 名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時まで日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、令和2年（2020年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。

在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

(7) 令和2年（2020年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

(10) 本制度の令和2年度後期（第13期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和2年度（第6期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。

(11) 本協議会に加盟している北海道の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（3年次以上）、専修学校（専門課程）に在籍する学生

※選考にあたっては、地域性を強める観点から、道内高等学校卒業者を優先します。

(12) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した**ほっかいどう未来チャレンジ基金ホームページ**内から、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

(1) ほっかいどう未来チャレンジ基金ホームページ

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/mirai-jinzai/jigyou.htm>

(2) 応募学生申請書類 (紙媒体・電子媒体)

① 第13期官民協働海外留学支援制度留学計画書 (様式1) …… 1部

② 留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し…… 1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落 (不足) や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限 : 在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限 : 令和2年(2020年) 4月17日 (金) 17時必着

書面審査 : 令和2年(2020年) 4月下旬

書面審査結果の通知 : 令和2年(2020年) 5月上旬

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、面接一次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

- 面接一次審査 : 令和2年(2020年) 5月上旬～中旬
場 所 : 北海道庁内会議室 (予定)
※希望する場合は住所地の振興局会議室での遠隔審査 (TV会議システムを利用した個別面接) を選択できます。
審査方法 : 書類及び個別面接<希望に応じて遠隔審査>
面接二次審査の日程等について、在籍大学等を通じ、面接一次審査を通過した応募学生宛てに通知します。
- 面接二次審査 : 令和2年(2020年) 5月下旬
場 所 : 北海道庁内会議室 (予定)
審査方法 : 集団面接 (プレゼンテーション含む)
- 採否結果の通知 : 令和2年(2020年) 6月中旬
- 事前オリエンテーション : 令和2年(2020年) 7月上旬
- 壮行会 (北海道主催) : 令和2年(2020年) 7月中旬～下旬
- 事前インターンシップ : 令和2年(2020年) 7月～ ※事前事後併せて20日間以上
- 日本代表プログラムの事前研修 (1泊2日) :
令和2年 (2020年) 8月～12月に留学を開始する派遣留学生
会場 (未定)
①令和2年(2020年) 7月27日 (月)、28日 (火)
②令和2年(2020年) 7月29日 (水)、30日 (木)
③令和2年(2020年) 8月1日 (土)、2日 (日)
④令和2年(2020年) 8月3日 (月)、4日 (火)
⑤令和2年(2020年) 8月6日 (木)、7日 (金)
令和3年(2021年) 1月～3月に留学を開始する派遣留学生
関東会場 (予定)
⑥令和2年 (2020年) 12月中
※①～⑥のいずれかに参加していただきます。
※日程は予定です。
- 海外留学の開始 : 令和2年(2020年) 8月10日 (月) 以降

事後インターンシップ : 令和2年(2020年)11月～ ※帰国次第順次開始

帰国報告会 : 令和3年(2021年)1月以降 ※帰国報告会開催日に帰国していない者は、次年度の報告会に参加

13. 活動の報告

以下のとおり、海外滞在中及び帰国後の報告を行ってください。

(1) 海外滞在中の報告

活動等に支障の無い範囲で原則毎月、活動等の様子を活動の状況を撮影した写真とともに、報告(SNS)していただきます。報告いただいた内容は、ほっかいどう未来チャレンジ基金ホームページ等に全部又は一部を掲載することがあります。

(2) 帰国後の報告と事後研修

派遣留学生は、原則として帰国後1年以内かつ令和3年度以内(2022年3月31日まで)に、年10回程度(3月、7月、9月、12月予定)開催する日本代表プログラムの事後研修(2日間)のいずれか1回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

(3) 帰国後の学びや成長の様子の報告

帰国後には、「成果報告書」の提出及び帰国報告会での報告のほか、3年間は、ほっかいどう未来チャレンジ基金支援者との交流会への出席、年1回の近況報告(アンケート)、道が主催するグローバル人材の育成に資する行事等へ参加してください。(学業や就業の都合などやむを得ない場合を除き、原則参加してください。)

また、本事業の経験者の交流等の集いである帰国者コミュニティ「みらコミュ」に原則として参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額

又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト 留学大図鑑

<https://tobitate.jasso.go.jp/zukan/>

また、本事業は、北海道が設置している「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用する北海道未来人財応援事業のひとつである「学生留学コース」として実施されますので、奨学金等の交付申請等には、別途、北海道が定める書類や手続きが必要となりますので御留意ください。

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

北海道創生・海外留学支援協議会（北海道庁総合政策部政策局総合教育推進室）

【住 所】〒060-8588 北海道中央区北3条西6丁目

【メール】mirai.jinzai@pref.hokkaido.lg.jp

【電 話】011-206-7380（直通）

【問合せ対応時間】平日8:45～17:30